

## 4-3 受験上の配慮内容

以下の【ア】～【カ】の区分を参考に、配慮事項及び提出書類等を確認してください。（【ア】～【オ】の区分に該当しない場合は、「【カ】その他の配慮事項」の区分を参照してください。）

また、各区分に記載している「配慮する事項」は、代表的な事項を例として掲載しています。

### 【ア】視覚に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項				
	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
点字による教育を受けている者	点字解答 （注2）	1.5倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字問題冊子</li> <li>点字用解答用紙</li> <li>下書き用紙</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     （数学・理科のみ）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>レーザーライター</li> <li>レーザーライター用紙</li> <li>レーザーライター用ボールペン</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験室入口までの付添者の同伴</li> <li>試験場への乗用車での入構</li> </ul>
①良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	文字解答 （注3）	1.3倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字解答用紙</li> <li>下書き用紙（数学・理科のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験室入口までの付添者の同伴</li> <li>試験場への乗用車での入構</li> </ul>
②両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者					<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注4）</li> </ul>
③上記以外で、解答用紙にマークすることが困難な者（注1）		延長なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）試験室：別室（注5）</li> <li>拡大鏡等の持参使用（注6）</li> </ul>
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者					<ul style="list-style-type: none"> <li>窓側の明るい座席を指定</li> <li>照明器具の持参使用又は試験場側での準備</li> </ul>

（備考）

- （注1）に該当する者は、障害が試験時間延長（1.3倍）に該当する程度ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。
- （注2）の点字解答では、試験問題冊子は、点字問題冊子です。また、解答に必要な点字器等は、志願者が持参してください。  
なお、点字解答を希望する者は、受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→27ページ）
- （注3）の文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です。（→18・19ページ）  
なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。
- （注4）の拡大文字問題冊子（14ポイント）は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大率が1.4倍（14ポイントのゴシック体）となっています。（→22・23ページ）
- （注5）の拡大文字問題冊子（22ポイント）は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大率が2.2倍（22ポイントのゴシック体）となっています。（→22・23ページ）なお、試験室は別室となります。  
また、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する者は、受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→27ページ）

(審査の上許可される事項)				必要な提出書類
リスニングにおいて配慮する事項 (例)				
試験時間		音声聴取の方法		
右のどちらか一方を選択 (注7)	1.5 倍に延長 (連続方式)	CD プレーヤー (監督者が操作)	ヘッドホン (注8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験上の配慮申請書 (→37 ページ)</li> <li>(ア)診断書 (視覚障害関係) (→41 ページ)</li> <li>(イ)校長による点字学習の証明 (任意の様式)</li> </ul> ※上記の(ア), (イ)はどちらか一つ
	1.5 倍に延長 (音止め方式)			
右のどちらか一方を選択 (注7)	1.3 倍に延長 (連続方式)	CD プレーヤー (監督者が操作)	ヘッドホン (注8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験上の配慮申請書 (→37 ページ)</li> <li>・ 診断書 (視覚障害関係) (→41 ページ)</li> </ul>
	1.3 倍に延長 (音止め方式)			
延長なし		IC プレーヤー (監督者が操作を補助)		

6 (注6)の拡大鏡等には、弱視者用拡大テレビを含みます。

7 (注7)の延長方式は、申請後は変更できません。(→16・17 ページ)

8 (注8)のヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

9 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。

別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内 44 ページを参照してください。

10 受験上の配慮申請書(裏面)の、「受験に際して希望する配慮事項」に記載がない事項(例:「問題冊子本文にチェックを行うため、シールや付箋紙の持参使用」・「明るすぎない試験室」等)を必要とする場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に、必要とする配慮事項を記入してください。

11 タオル(サイズは問わない)又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 15 ページを参照してください。